

2026年5月14日

株主各位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
第一工業株式会社  
代表取締役社長 佐野浩康

第124回定時株主総会の延期および延期後の定時株主総会招集のための  
基準日ならびに剰余金の配当基準日設定に関するお知らせ

当社は、2026年4月23日開催の取締役会において、第124回（2026年3月期）定時株主総会の延期と、延期後の開催日および当該定時株主総会を招集するための基準日、ならびに剰余金の配当基準日を以下の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 第124回（2026年3月期）定時株主総会延期の理由

当社は、2026年3月25日付「サイバー攻撃による被害の発生について」にて公表いたしましたとおり、同日に発生いたしましたサイバー攻撃によるシステム障害の影響で決算手続きに遅延が生じております。これに伴い、第124回定時株主総会を6月末までに開催することが不可能となりましたので、その開催を延期することを決議いたしました。

2. 第124回（2026年3月期）定時株主総会開催日

2026年7月27日

3. 定時株主総会招集のための基準日ならびに剰余金の配当基準日設定について

延期後の定時株主総会において、その事業年度に関する権利を行使することができる株主を確定するため、2026年5月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使できる株主および剰余金の配当を受ける権利者といたします。

基準日 : 2026年5月31日

公告日 : 2026年5月15日

公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.ichiko.co.jp>

以上